

**確定申告を忘れていたとき、  
確定申告が間違っていたときは**

確定申告をしなければならぬのに、申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

また、確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、申告内容を訂正することができます。

※詳しくは国税庁  
ウェブサイトを  
ご覧ください。



問 室蘭税務署 (☎②4151)

**土地台帳・家屋台帳が  
電子化されます**

税務グループに備え付けている土地台帳および家屋台帳が電子化され、これに伴い、閲覧手数料を次のとおり変更します。

土地または家屋の登記事項(登記上の所有者氏名、住所など)を確認したい場合には窓口までお越しください。

閲覧手数料 1件(筆または棟)につき200円

※台帳の内容は、最新の登記事

項とは異なる場合があります。  
問 税務G (☎⑤1155)

**国民年金の『学生納付特  
例制度』をご存じですか**

20歳になると、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。学生には、申請により

在学中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。申請をせず未納のままにしていると、事故や病気で重い障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難な方は、必ず申請してください。

対象 大学や高等学校、高等専門学校などに在学し、前年の所得が一定以下の方

※対象外となる学校もあります。  
申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書と学生証または在学証明書(原本)

※令和5年度に同制度を承認された方で令和6年度も同じ学校に在学する方は、4月上旬に日本年金機構から送付される『学生納付特例申請書』に必要事項を記入し、返送することで申請可能です。

○保険料の追納ができます

同制度の承認期間は、将来受ける年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。10年以内であればさかのぼって納めることができるので、追納を検討してください。

問 年金・長寿医療G (☎⑤2137)

**令和6年度保険料(税)  
『仮徴収』のお知らせ**

令和6年度の国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料について、これまで特別徴収(年金からの天引き)により納めていただいた方や、新たに年金から天引きすることが可能となった方を対象に『仮徴収』を行います。

仮徴収時期 4・6・8月

仮徴収額(一回当たり)

・これまで年金から天引きされていた方・2月の年金から天引きされた保険料(税)額と同じ金額

・新たに対象となった方・令和5年度の保険料(税)を基に算出した暫定金額

※国民健康保険税は6月、介護保険料・後期高齢者医療保険料は7月に年間保険料(税)

額を決定し、本徴収時期である10・12・2月に年間保険料(税)額から仮徴収済額を除いた金額を天引きします。

問 国民健康保険グループ(☎⑤1771)、高齢・介護グループ(☎⑤5720)、年金・長寿医療グループ(☎⑤2137)

**特定不妊治療費(先進医療)等助成事業**

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかる治療費や交通費の一部を助成します。

助成内容

・治療費 令和5年4月1日以降に開始された医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療の自己負担額の7割(3万5千円を上限)

・交通費 自宅から医療機関までの距離が片道25kmを超える方を対象に、距離区分に応じ、通院に要した交通費の3分の2(1回の治療で5回まで、距離区分ごとの上限額あり。)

申請期間 治療終了の日から60日以内

※詳しくは市公式  
ウェブサイトへ  
ご確認ください。



問 健康推進G (☎⑤0100)

**空き家ナビ補助制度を  
活用しませんか**

居住などに利活用するために空き家を購入し、リフォーム事または除却工事を行う方に工事費用の一部を補助する制度(空き家ナビリフォーム補助、空き家ナビ除却補助)を設けています。補助金の交付を受ける場合は、補助対象の要件を満たし、空き家を購入(契約)する前の申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

問 都市政策G (☎⑤3230)

**富岸公園大型複合遊具  
完成のお知らせ**

富岸公園の大型複合遊具については、令和2年度より4カ年に分けて部分的に新しい遊具を設置しており、令和6年3月に全て完成しました。

問 土木・公園G (☎⑤4115)

「申し込み」中の「G」は「グループ」の略です